主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法三一条、七三条六号違反をいう点は、群馬県 道路交通法施行細則の所論条項が、道路交通法七一条六号の委任の範囲を超えない ことが明らかであるから、所論は前提を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤 認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五四年一〇月三〇日

最高裁判所第三小法廷

雄	清	里 口	江	裁判長裁判官
己	正	辻	高	裁判官
_	昌		環	裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官